平成２４年（フ）第７７１号
福岡市東区香椎浜２丁目１番２―1211号
債務者　田中　　健
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７２号
福岡市東区香椎浜２丁目１番２―1211号
債務者　田中　絹代
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７３号
福岡市博多区築港本町６番11号
債務者　北風喜志男
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７７号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目16番41号
債務者　新屋　心梨
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７８号
福岡市博多区東雲町３丁目４番８号
債務者　草村　理沙
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７９号
福岡市南区野間３丁目７番12―501号
債務者　西尾麻衣子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８２号
福岡市中央区春吉２丁目10番６―512号
債務者　佐久間マサシ
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８６号
福岡県朝倉市甘木1220番地11フォレスト甘木Ａ棟103号
債務者　後藤　佳代
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８７号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目13番１号
債務者　原　　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９１号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3699番地１　エスポアール宇美103号
債務者　前田ヤエノ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９２号
福岡市西区富士見１丁目17番５―103号
債務者　前田　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１１２号
埼玉県所沢市大字下富1022―７
債務者　藤野真理子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１９５号
東京都八王子市松木４―５―101
債務者　河野　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２０３号
埼玉県草加市吉町５丁目３―10―１　ユキノシタ102
債務者　鈴木　陽介
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２０９号
東京都板橋区弥生町69―４―302
債務者　岡部　久美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２１４号
東京都中野区東中野４丁目11―15―105
債務者　佐藤　　宇
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２２５号
神奈川県川崎市多摩区三田２丁目3297　第３柴田マンション３Ａ
債務者　森田　利茶（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部